

豊浜町土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、豊浜町土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、香川県土改第252号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、観音寺市豊浜町全地域、大野原町大野原柏屋及び伐留の田、畑とする。

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) かんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の維持管理
- (2) かんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更
- (3) 区画整理
- (4) 機械揚水及び出水に伴うかんがい施設の管理
- (5) 老朽溜池工事
- (6) 農地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧

2 この土地改良区は、柞田川沿岸用水改良事業によって造成された施設の維持管理を行うため、柞田川沿岸土地改良区連合に所属する。

3 この土地改良区は、第1項第1号及び第2号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、国、県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

5 この土地改良区は、第1項第1号、第2号及び第4号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で多面的機能支払に係る活動組織に参画し、保全向上活動を行う。

6 この土地改良区は、第1項第1号、第2号及び第4号の事業及び前項の事業を行うに当たり、当該活動組織からその事務を委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の仕事所は、香川県観音寺市豊浜町に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、この土地改良区の地区の属する市の仕事所の掲示場に掲示してこれをするとともに、土地改良事業に係る公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、30人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法(以下「法」という。)第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日(通知で別に定めたときは、その日時)までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総会)

第18条 第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

第3章 役員

(役員の数)

第19条 この土地改良区の役員数は、理事8人及び監事3人とする。

2 前項の監事数のうち、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第 20 条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第 21 条 理事は、理事長 1 人及び副理事長 2 人を互選するものとする。

第 22 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第 23 条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。

ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 24 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 25 条 役員任期は 4 年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選、法第 136 条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第 26 条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 27 条 第 4 条第 1 項各号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2 この土地改良区の所属する柞田川沿岸土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

3 前項の規定にかかわらずこの土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第 28 条 この土地改良区は、法第 90 条及び第 91 条の規定に基づき、国、県営土地改良事業の負担金及び分担金を負担する。

2 前項の負担金及び分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき各地域ごとに地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 29 条 前 2 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第 30 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第 31 条 法第 36 条の 3 の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第 47 条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第 32 条 この土地改良区は、法第 90 条の 2 及び第 91 条の 2 の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第 33 条 法第 39 条の規定に基づく督促は、その納付期限後 60 日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第 34 条 第 26 条、第 27 条、第 30 条又は第 31 条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金 100 円につき 1 日金 3

銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料 20 円を過怠金として徴収する。

- 2 前項の滞納金又は過怠金を市が処分する場合には、さらにその徴収金額の 100 分の 4 に相当する額を過怠金として徴収する。
- 3 前 2 項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第 5 章 土地改良区連合の議員

(議員の選出)

第 35 条 この土地改良区が選出すべき柞田川沿岸土地改良区連合の議員は、組合員の中から選出する。

(議員の失職)

第 36 条 前条の規定により選出した議員が組合員の職を失ったときは、議員の職を失う。

第 6 章 雑則

(係及び委員会)

第 37 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置くことができる。

- 2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置くことができる。
- 3 理事会は、前 2 項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第 38 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収することができる。

- 2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 39 条 前条の規定による加入金、法第 42 条第 2 項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第 53 条の 8 第 2 項の規定により徴収すべき金銭、同条第 3 項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第 33 条の規定を準用する。

(基本財産)

第 40 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第 41 条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 42 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 43 条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 44 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

令和	2年	3月27日	制定
令和	3年	3月12日	一部改正
令和	3年	11月24日	一部改正
令和	7年	3月26日	一部改正